

鳥取県スーパーボランティア支援事業交付金の事務手続きについて

1. 「活動計画書」の提出

※事前に土木施設愛護ボランティア団体の登録が必要です。

2. 「協定」の締結 (3年間の協定(当初年度、翌年度、翌々年度))

※団体、市町村、県で活動に必要な支援内容を協議決定し、3年間の3者協定を締結します。

3. 維持管理活動の開始

※作業前、作業中、作業後の現場写真が必要です。

4. 交付申請提出 (県が指定する日まで)

※別紙提出先一覧に郵送又は持参してください。

5. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。
※事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

6. 維持管理活動の完了

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

7. 実績報告書提出 (事業完了から20日以内)

※事業完了とは、協定した維持管理活動がすべて完了した日となります。
※実績報告書を別紙提出先一覧に郵送又は持参してください。

8. 「交付金の額の確定通知」の発行

9. 交付金の請求

※提出書類は請求書、口座振込依頼書、交付決定通知書写しとなります。

10. 交付金の支払い

※交付金の支払いには、請求書を受理してから2～3週間程度の期間を要します。

問い合わせ先

<資料提出等に関すること>

別紙提出先一覧のとおり

<事業制度に関すること>

県土整備部 技術企画課 電話 0857-26-7410 (鳥取市東町一丁目220番地)

提出先一覧

問い合わせ先

活動場所等	問い合わせ先
鳥取市及び岩美郡	680-0061 鳥取市立川町6-176 鳥取県土整備事務所 維持管理課 (TEL 0857-20-3605 FAX 0857-20-3598)
八頭郡	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 八頭県土整備事務所 維持管理課 (TEL 0858-72-3862 FAX 0858-72-3244)
倉吉市及び東伯郡	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所 県土整備局 維持管理課 (TEL 0858-23-3217 FAX 0858-22-0013)
米子市、境港市及び西伯郡	〒683-0054 米子市糶町1丁目160 西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-31-9712 FAX 0859-33-4110)
日野郡	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 日野振興センター 日野県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-72-2047 FAX 0859-72-2092)
鳥取港、田後港、網代漁港	〒680-0906 鳥取市港町8番地 鳥取港湾事務所 (TEL 0857-28-2432 FAX 0857-28-2485)
境漁港	〒684-0034 境港市昭和町9-20 みさき会館2階 境港水産事務所 (TEL 0589-42-3167 FAX 0859-42-3169)

※ 支援制度の内容や提出様式は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページURL ⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/117321.htm>

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 県土整備部 技術企画課 (電話) 0857-26-7410